

「多様性」を学ぶ教育

— 性・宗教・色覚に関する試論—

川又 俊則¹

要旨

教育現場には多文化を背景にした児童生徒がいる。したがって「多文化共生社会」理念の定着が望ましい。しかし、マジョリティ側の知識や配慮の不足などにより、マイノリティの立場にある児童生徒たちは、生活しにくく、望ましい環境にない。様々なマイノリティのうち、本稿では「性」「宗教」「色覚」という3点について学校教育でどのように扱われているか検討した。これらは、現行および次期の学習指導要領で学ぶことは明瞭に記載されていない。したがって、児童生徒は、それに取り組んでいる一部の教員のもとでのみ学ぶ機会を得られるものの、それ以外は学べていない。他方、日本社会では、とくに21世紀に入り、多様性への対応がどの分野でも必要となっている。さらに諸外国での先進的な現況は大いに参照できる。教員養成校としては、学生たちに最新情報を含めた学びを提供し、同時に、現職研修など学び直しの場の提供も必要であると結論づけた。

キーワード

多様性, SOGI, 宗教文化教育, カラーユニバーサルデザイン, 多文化共生社会

はじめに

教員養成校の専任教員として勤務して10数年、文部科学省や厚生労働省からは、免許や資格にかかわる法令改正や通達、通知などが毎年、続々と発信されている。各担当者は、それに基づきながら、教職関連の担当科目について毎年確認し、修正すべき点を改変している。2018年、教員免許状を得させる教職課程として認定を受けている大学等は、次年度以降も引き続き教職課程を有するため、教員免許状に関する教職課程再課程認定の審査を受けた。

筆者の勤務校も審査を受けた。養護教諭・幼稚園教諭養成課程などで必要なカリキュラムはもとより、大学のディプロマポリシーに基づいた特色ある科目も設置している。

大学で開講される授業科目は、最新の情報を含む内容を個々の担当教員が検討し、毎年改善されているが、現代社会の動向に相応し、法令・通達などだけではなく、多面的な社会の動向に基づいた修正もある。筆者が調査研究をしている分野では、21世紀に入り、大きく変化を遂げている。本稿では、それらの変化に応じて、学校教育の現場で、それがど

¹ こども教育学部こども教育学科

の程度反映されているのかいないのか、今後どうなるのかなどを考察する。本稿はあくまでも試論に過ぎないが、今、この時点で世に問うことは意義あると思って執筆した。

1. 本稿の目的——3つの多様性の視点

拙稿ですでに指摘したが¹⁾²⁾³⁾、「性の多様性」をめぐる状況は、現代日本において大きく変化し、人びとに多くの影響を与えている⁽¹⁾。2018年夏のある雑誌をめぐる騒動も、その一例と言えるだろう⁽²⁾。筆者は、自らの調査研究を踏まえ、「宗教」「色覚」なども、同じように整理できると考えた。そこで、本稿はこの3つに関して「多様性 diversity」という観点から、それぞれ学校教育でどのように扱われてきたのか、そして今後どのように扱われるべきかなどを検討する。

2. 性の多様性と教育

一般社会では性的マイノリティを指す語として、LGBTが浸透してきた。言うまでもないかもしれないが、Lesbian (=レズビアン、女性同性愛者)、Gay (=ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (=バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (=トランスジェンダー、性別違和者) という4つの英語の頭文字をつなげた言葉である。これに Intersexuality (=インターセクシュアリティ、両性具有者)、Questioning (=クエスチョニング、未定者) を加え、LGBTI や LGBTQ と表したり、Asexual (=アセクシュアル、Aセクシュアル、無性愛者) などを加えた説明もある。

だが、LGBは性指向、Tは性自認と位相が異なる。にもかかわらず、合わせて表現すると、内容を混同させ誤解を与えかねない。そこで、性指向・性自認に関して「性の多様性」として表現する語として、「SOGI (=ソジ、性指向・性自認、Sexual Orientation、Gender Identity) (あるいは性表現、Expression を加えた SOGIE)」も、徐々に用いられるようになってきた。異性愛・同性愛・両性愛・無性愛、性自認が身体と一致している・一致していないなどを含む用語として、筆者は講演などでこの語を用いている⁽³⁾。ただし、性の要素はこの2つのみではなく、用語の検討は今後も必要であろう。

以下、このテーマについて、学校教育がどのように扱ってきたのかを概観する。すでに拙稿でも論じているので¹⁾²⁾³⁾、本稿では簡略化して説明する。

2.1 SOGI の現在

性別はいまや、男女の二分法ではなく「からだの性」「こころの性」「好きになる性」「表現する性」などの組み合わせやグラデーションで説明されている⁽⁴⁾。「性の多様性」に関しては、一般向け教養書、Q&A 式のテキスト、あるいは法令上の問題など、にわかに多数の著書が刊行され、また、関連学会や業界の雑誌・研究誌でも特集が引きも切らない状態である⁽⁵⁾。

2000年以降の法令・通知・関連事項を、ごく簡単に述べよう。2003年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、翌年7月に施行された。2006年5月、小学2年生の男児が性同一性障害と診断され女児として通学した。2010年2月には、別の小学2年生男児が、医師の判断をもとに、女児として学校側が受け入れた。これ以外にも、性同一性障害に対する学校側の対応が、しばしば報道されている。

文部科学省（以下、文科省）は、性同一性障害に関して2010年に事務連絡を発した。その後、2014年度に調査を実施し、それを踏まえ、2015年に通知を出し、2016年には性の多様性に関して先の通知に関するQ&Aを示した。2016年、カミングアウトおよびアウティング（秘密の暴露）を巡り、学生が自殺した。これによって、性的マイノリティの「生きづらさ」、あるいは「性と死」の問題が改めてクローズアップされ、偏見などがまだ残っている社会を確認することになった。

「性別違和」解消のため手術を選択する人びとへの調査から、すでに未就学児での「性別違和」が示され⁴⁾、また、今述べたように小学校低学年ですでに性同一性障害への対応が実施されている。そうすると、幼稚園教諭を含めた教員にとって、これらの知識共有は必要不可欠だろう。しかし、現時点で教員養成課程の段階で「性の多様性」を学ぶ科目は設定されていない⁶⁾。それ以前の段階でも、後述するように学ぶ機会はない。

それでは現職教員はどうすればいいのか。独学に任されているだけなのか。実はそうではない。例えば、三重県だけを見ても、県教育委員会および市町教育委員会主催、あるいは様々な研修等で、様々な性的マイノリティに関する研修会や講演会が実施されていた¹⁾³⁾。FTM（female to male、身体は女性で性自認は男性）当事者や研究者などを講師にした講演会が行われ、県独自に作成したテキストを用いた教職員研修も実施されている¹⁾³⁾。他の自治体も様々な研修等をしているだろう。

一般企業では性的マイノリティの受け入れ体制ができているところもあり、また職員研修などもすでに導入しているところがある⁷⁾。また、「性別違和」の人びとを受け入れる女子大学の発表もあった⁸⁾。学校教育も一般社会でも、すでに「性の多様性」について、諸外国の状況を踏まえながら、変化してきていると言えよう。

2.2 先駆者たちの教育実践と現況

「性の多様性」という文言やその説明は、現行の学習指導要領も、教科書にも記載されていない。しかし、拙稿ではすでに、従来の枠組みの中で「総合的な学習の時間」「保健」などの授業における教育実践を進めてきた2人の養護教諭を紹介した¹⁾。いずれも、校長など管理職、あるいは保護者の理解に基づいていた。「保健体育」教員、人権教育担当者、クラス担任など、複数の教員で教材研究を行い、そしてそれを効果的に示す工夫が凝らされていた。

この「性の多様性」のような学際的テーマの取り組みで、重要なキーパーソンとなって

いるのは養護教諭である。これまで担ってきた「性教育」を背景に、こどもたちの心と体に寄り添う養護教諭ならではの視点があってこそ、この分野が深化していく。

2018年時点、小・中・高で用いられる「保健」「保健体育」の教科書において、性別は男女の区分のみ示されている。学習指導要領は、校種別に2018年幼稚園、2020年小学校、2021年中学校、2022年高校と順次改訂されていく。「保健」「保健体育」学習指導要領では、「思春期になると異性への関心が高まる」との記載は現行のままである。外性器で両方の特徴を持っている人も、異性ではなく同性に関心に向くケースもあるが、それらに関しては一切触れられていない。だが、学習指導要領の記載の有無にかかわらず、それらの人びとへの配慮は、学校現場それぞれで考え、対応されている。

2017年度より使用されている高校の教科書では、「家庭」でLGBTを記載するものも登場し、2018年度からは「政治・経済」「世界史」「倫理」「英語」でも取り上げるなど、「性の多様性」に関する、教育界全体での知見自体は拡大してきた³⁾。また、「小学校体育」の学習指導要領解説で、3・4年の従来記述は、体の変化とともに「異性への関心も芽生える」ことが「だれにでも起こる」と記載されていたが、次期学習指導要領解説では、「だれにでも起こる」という箇所が削除されるなど若干の変更があった³⁾。

あくまでも、学習指導要領や学習指導要領解説を基礎にしながら、教育現場で教員がどのようにこの問題を扱うのかが、今後も問われるだろうし、そのためにも、多数の刊行物が、教材研究として用いられるだろう。大きく変動する様子を見守り続けたい。

2.3 海外の「性教育」と日本との差異

2018年に入り、「世界の性教育」を扱った書籍が話題になった⁵⁾。「性教育」を実践している教育学者・社会福祉学者などが、世界の動向を丁寧にまとめたもので、刊行後すぐに増刷され、ウェブサイトやSNSなどで書評や紹介記事が見られる⁹⁾。

本項で概略を説明しておく。オランダ、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、オーストラリア、中国、韓国、日本の教科書が取り上げられ、それぞれ「性教育」がどのように記述されているかを比較検討している。

例えばフィンランドは、ジェンダー平等が進んでいる国としても知られている¹⁰⁾。性に関する教育は、小学校段階の「環境と自然」「生物・地理」、中学校・高校段階の「人間生物学」「健康教育」で扱われる。経済不況他で、性教育の充実・後退と変遷したが、性感染症者・中絶件数などで関連あると結果が示された。現在は、性的健康とそれを保持するスキルの教育を含む健康教育が必修である。教科書は民間会社発行・採択が学校側に委ねられている。中学校段階では、若者の性の権利、あるいは性の多様性や交際に別れがあることも記述されている。高校段階では、不妊や生殖補助医療も詳述されている。

日本の性教育は、文部省が1999年に出した「性教育の進め方、考え方」と、その後の、性教育バッシングにより、「学校で性教育に取り組むことがタブーになり、教科書の内容

も後退した」と評される状態に陥ったという⁽¹¹⁾。諸外国の実態を見ておくと同時に、このような日本の状況を確認しておくことは必要だろう。

本書末尾には「まとめと提言」が示されていた。「子ども・若者たちに、科学と人権、平等な関係性にもとづいた性教育を」と主張されている。諸外国では教科ではなく、横断的領域として必修とされていること、「性と生殖の健康と安全」「ジェンダー平等と性の多様性の承認にもとづいた平等な人間関係」「さまざまな場面で意志決定できる能力の形成と性の権利の保障」を目指していることが共通して見出された。また、「思春期における心身の変化」「月経と射精のしくみ」「妊娠・出産、胎児の発育と成長、避妊」「性感染症と HIV/AIDS」「性的アイデンティティ、性的も指向を含めた性の多様性」「性虐待・性暴力のない人間関係づくり」などの内容が扱われていると説明されている。

さらに、民間団体が子どもたちの相談、診察・治療をする場合があること、親や教員の性教育のサポートをすること、学校と連携したサポートをしていることも述べられている。翻って日本では、文科省が消極的で、国際機関の勧告を受けているとも指摘している。

多くの国々では、ユネスコの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』や『ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード』を参考にしながら、性教育に積極的に取り組んでいる。これらの発達アプローチは「子ども・若者にとって性と生殖の健康と権利を保障し、彼らがそれに関して自己決定と社会的責任をとれるように準備させる」「そのために子ども・若者が性的に活発になる前に、発達に応じてセクシュアリティに関する基本的な知識やスキル、価値などの学習を保障」しようと考えている。

このように他国との比較により、日本の性教育の課題が明確となり、また、「性の多様性」に関しても、他国と比べれば不十分な状況であることが本書で示された。教育現場でこれをどう生かしていくのかは、今後の課題となるだろう。

3. 宗教の教育

日本で信仰を持つ人は世論調査によれば2割強ほどに過ぎず⁶⁾、マイノリティ(少数派)な存在だ。欧米ではキリスト教、西アジア等ではイスラームの信者が多く、世界規模では信仰を持つ人びとの方が多数だろう。しかし、日本では宗教を信じる人を訝しがる傾向すらあり、真摯に信仰する人びとが否定的に見なされる。こうなると「差別」とも言えよう。多数派の立場にいるとそれが「当たり前」に思われ、少数派の立場を想像できないかもしれない。だが、教育の場では再考する必要もあるだろう。他の人権課題で似たようなケースもあり得る。

性的マイノリティのこどもが、自らの思いを親や教員と手紙をやり取りする形式で編集されている『カミングアウト・レターズ』の登場人物の一人はクリスチャンだった⁷⁾。同性愛者の教え子からの返事に答える教師は、手紙のなかで、信仰を持っている自分をマイノリティと自覚していたと述べ、手紙をくれた教え子に「仲間と出会えた喜び」と記し、

日本における宗教の少数派性が明確に書かれていた。

3.1 少数派としての宗教

このような状況のもと、拙稿では「宗教文化教育」を考察した⁽¹²⁾。そこで「特別の教科道徳」あるいは「総合的な学習の時間」などで「宗教文化教育」を導入する可能性とその実践内容を、他国の事例を参照しながら問題提起した。「宗教教育」自体、多様なテーマが想定され、多くの先人たちの議論もある。筆者は「宗教文化教育」が、義務教育段階でも導入可能ではないかと主張した⁸⁾。「総合的な学習の時間」で、「地域の伝統や文化」あるいは「多文化共生」「国際教育」などで、生徒たちに「宗教」理解を深める授業ができ、あるいは「特別の教科道徳」で「畏敬の念」を扱うときに、宗教性を言及することは可能ではないかと述べた。

ただ現状、筆者のように考える教員は多くはないのだろう。小・中・高校における「宗教」に関する教育実践を、著書・論文等で見出すことはほとんどない。

毎年、筆者の「宗教学」関連の授業を受講する大学生たちに尋ねると、多くは、小・中・高校の段階で、「宗教」について学校教育で学んだ記憶がないという⁽¹³⁾。これは、宗教系学校出身であってもほぼ同様である。

次節で扱う DVD プロジェクトでリーダーとして参加していた藤原聖子は、自らの著書で日本の教科書において宗教がいかに扱われているかを明解に論じた⁹⁾。宗教教育論争の盲点として、公立学校の場合、厳格な政教分離の原則に則ってきたと思われてきた前提が、実は誤っていたと指摘される。教科書が内包する宗教差別が説明され、その理由は、教科書執筆者たちが一昔前の研究に準拠し、最新の研究を踏まえたものではなく、教科書制作・検定の仕組みにも原因があると看破されている。だがより大きな問題は、このような藤原の指摘まで、日本全体でそれらに気づけていなかったということで、皆がこの問題に無関心だったのではないかという反省へつながる⁽¹⁴⁾。

3.2 宗教教育と諸外国

『世界の宗教教科書』は興味深い資料 (DVD) である¹⁰⁾。大正大学創立 80 周年記念出版として、世界 9 ヶ国における宗教教科書の翻訳と解説が DVD に収録されている。2005 年から 3 年間のプロジェクトメンバーによる比較研究の成果がまとめられ、他国の宗教教育の実態を浮き彫りにしている。拙稿では、イギリスとタイ、フィリピンを取り上げた⁸⁾。本項では、宗教に関する独立した授業があるインドネシアと宗教に関して部分的な授業を行うフランスの例を述べよう。

インドネシアは全人口の大半がイスラームを信仰している国である。DVD に収録されている小学 1 年宗教科『イスラーム』のテキストは、「信仰原理」「二つの信仰告白」など 9 課構成である¹⁰⁾。各課で「内容」「善行の実践」「テスト」「ゲーム」などが記述さ

れている。例えば、第4課「二つの信仰告白」では、神の唯一性と使徒に関する信仰告白を朗読することが達成目標に掲げられ、そのことに関する説明が記載され、ロール・プレイとして、描かれている二人の会話を行うことになっている。その後、読者（児童）への質問があり、「信仰告白の二文を覚える」などの日々の活動に対して、「はい、ときどき、いいえ」のどれかを選択するようにチェックを入れることになっている。このような形で、イスラームを学べる形式の教科書である。

フランスは「ライシテ（政教分離の原則が徹底している）」国である。この国では宗教は必修で扱われるのではなく、「歴史」科のなかで扱われている。DVDに収録されている小学2年の『歴史』を見てみよう¹⁰⁾。「前5世紀のアテネ」「キリスト教の誕生と伝播」「12世紀の地中海世界」「ルネサンス」「フランス革命」「19世紀前半のヨーロッパ」など6つのテーマ設定で13章が編まれている。「キリスト教の誕生と伝播」では、用語解説や年表・地図も用いながら説明がなされ、同時に、2ページに数問の問題、例えば、「キリスト教はどこで、どのような政治状況の下に生まれましたか？」「キリスト教はどのように広まりましたか？最もキリスト教化された地域はどこですか？」が含まれ、これに答えるような学びが必要であることがわかる。図表も多数収録されている。

これらは、世界諸国のごく一部の例に過ぎないが、これだけでも、日本と異なる実態がわかるだろう。義務教育時点で、自らの国および世界の宗教事情を学べる国とそうではない国があることがわかる。

3.3 宗教教育の実践可能性

筆者は2018年度、勤務校で「宗教学」（2年生対象）、非常勤講師を務める皇学館大学で「世界宗教史」（3年生以上対象）、および「宗教科教育法Ⅰ・Ⅱ」（2,3年生以上対象）という宗教学関係の授業を担当している。「宗教科教育法Ⅰ・Ⅱ」は、「宗教」の教員免許状を取得したい学生が主に受講している。受講生に、神道やキリスト教・イスラーム・仏教など含む世界のさまざまな宗教、日本の宗教について、自ら理解し、同時に、これを中学生にわかりやすく説明できる力を身に付けることを目標とした授業を行っている。

模擬授業は、宗教系学校で「神道」を扱うことを想定したものと、公立中学校等で「総合的な学習の時間」で「宗教文化」を扱うことを想定したものの2つを組み合わせている。2018年前期の模擬授業で扱われたテーマは「七五三」「仏教と神道」「門松」「お祭り」「年中行事」「衣食住」などだった。受講生たちは様々な資料を調べ、検討し、多様な生徒がいることを想定しながら学習指導案を作成し、それをディスカッションして修正し、模擬授業を行ってきた。

2018年度から「特別の教科道徳」が小学校でスタートし、教科書も刊行された。小学校学習指導要領を見れば、1・2学年19項目、3・4学年20項目、5・6学年22項目が示されている。そのうち「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」「我が国の伝統と文化の

尊重、国を愛する態度」「国際理解、国際貢献」「感動、畏敬の念」などでは、「宗教文化」が扱われる可能性もあるだろう。

「総合的な学習の時間」の小学校学習指導要領解説において、目標・内容、探究課題として、「例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題など」を踏まえて設定すると記載されている¹¹⁾。ここに、「宗教文化教育」と言えるような内容の実践の可能性が見出されよう。

ただ、いずれも、扱う項目は単位数に比べて多く、「宗教文化」の比重は決して高くはない。日常で宗教的ではない生活をおくる現代人にとって、架空の絵空事ではなく、リアルな現実としての実感がわきにくいなかで、今後、議論の広がりや深まりを望みたい。

4. 色覚の教育

今から50年ほど前、自動車デザインを目指した高校生は「色覚」障がいのため志望大学を受験できなかった¹²⁾。だが、その後、モノクロで描いた作品でデザイン賞をとり、コンピュータで色指定を用いることで、グラフィックデザインなどが可能になった。現在は、医師や研究者などの協力を得ながらNPO法人を運営し、啓蒙活動も行っている。

光の波長を受けた網膜の信号で色を認識し、錐体に視物質が応答し、網膜から視神経を伝わり、大脳皮質の視覚中枢に運ばれる、これが色覚のしくみである⁽¹⁵⁾。「赤・緑・青」3種類の光の波長を受け取れるヒトの色覚を「正常」と見なし、それ以外の児童生徒を、学校教育では、かつて「色盲」「色覚異常」「色弱」などと表現されていた。だが、この色覚の差は、血液型と同様に遺伝的なものであり、配色によって読み取り困難な場合があるだけという見方もできるだろう。

日本眼科医会の説明によると、日本人では、男性の20人に1人、女性の500人に1人の割合で先天色覚異常がいる⁽¹⁶⁾。「色覚異常」の遺伝子を持つ「保因者」は女性の10人に1人の割合である。仮に、男女半々の40人のクラスの場合、C型（common type、一般型、3種類の錐体がある）以外の男子は1人、保因者女子は2人いることになる。本人が気づいていない場合もあり、統計は判然としないので、あくまでも推定値だが、単純計算で日本全体の約300万人以上だという。

4.1 色覚検査の変遷

エスノメソドロジーの知見から、日本社会における色覚を論究した社会学者徳川直人の整理によれば¹³⁾、大正から昭和にかけて、近視やトラコーマとならぶ克服対象に色盲があったという⁽¹⁷⁾。色のモザイクのなかから数字や文字や記号を読み取る「仮性同色表」はヤコブ・スチルリングによって19世紀後半に作られ、陸軍の眼科医だった石原忍が1916年に陸軍専用を示した。その改良版が学校用として1921年に出され、それが教育現場に定

着した。

正確な測定のためには、1907年にウィリバルド・ナーゲルが発明した「アノマロスコープ」、あるいは、軽度の判別ではランタンテストも実施される。教育現場では、集団検診によるスクリーニングに適していると見なされた「石原式」の検査表が使われ、「検査表解説」も1989年まで使われ続けた。

1958年学校保健法制定により、他の健康診断と同様、色覚検査も「色神検査」として実施された。1973年学校保健法が一部改正され、色覚検査は、小学1年・4年、中学1年、高校1年の健康診断で実施されることになった。1978年一時改正され、程度判定が廃止された。色覚検査は、個別配慮がなされずに行われることもあり、結果的に差別的な対応なども見られた。この検査へ課題も指摘され、1990年代には、進学や就業における制限撤廃を訴えることを柱とした運動もあった⁽¹⁸⁾。

そして、1993年の文部省通達で進学時調書から色盲の項目が削除され、1995年、小学4年のみ、別室で養護教諭が実施することになった。2001年労働安全衛生法改正で、雇用時の色覚検査が廃止された。このような流れのなかで、学校での色覚検査は、差別やいじめにつながるという意見もあり、2002年学校保健安全法施行規則一部改正で、定期健診の必須項目から削除され、2003年度から実質的に廃止された。

その後、眼科医界などからは、小中学校時代に自分の色覚特性を知らないまま大人になることのデメリットが主張された¹⁴⁾。2014年、学校保健安全法施行規則の一部改正等において、「学校における色覚および色覚検査についての積極的な周知」が記述され、同年より任意での検査が行われるようになった。あくまでも検査は任意だと述べられているが、かつてのように、差別などにつながらないかと警戒する声もある¹³⁾。

4.2 色覚と教育現場

色覚は、小学校の「保健」、中学校の「保健体育」等で学ぶ項目に含まれていない。かつては高校「生物」の「劣性遺伝」項目で、「色覚異常」が示されることもあったが、改訂で削除され、現在は、実質的に児童生徒が学ぶ機会はない。

だが、水色とピンクが同じ系統色に見える人、電子機器ONの緑とOFFの赤というLEDランプが判別しにくい人は存在する。先述の通り、男性の95%、女性の99%、いわゆるC型の人びとは、自らの色覚と異なり困っている人びと（後述のP型他）のことを学ばず大人になる。

ただ、後述の通り、一般社会は変化している。色覚の多様性という視点に立ち、誰にとってもバリアのない色彩環境を「つくる」カラーユニバーサルデザイン(color universal design)の考え方も少しずつ広がりつつある。学校現場でも、黒板が緑なので赤で書くと見づらいという声に対応し、見分けやすいチョークも発売・利用されている⁽¹⁹⁾。また、教員側で、図やグラフで見分けやすい色づかいや配慮も学ばれている⁽²⁰⁾。

4.3 CUDOの対応

少数の色覚特性を持つ人が困らないようにするにはどうしたらいいか。NPO 法人カラーユニバーサルデザイン機構 CUDO (<http://www.color.or.jp/>) という団体などができ、配色やデザインの工夫で乗り越えらえるとして、カラーユニバーサルデザインが提唱され、徐々に普及してきている。

2005年、日本眼科学会は色覚用語について、「緑色盲」を「2型2色覚」、「赤色弱」を「1型3色覚」、「全色盲」を「1色覚」などの名称に変えた⁽²¹⁾。ただし総称は「色覚異常」を用いている。日本遺伝学会は、2017年9月「色覚異常」を「色覚多様性」と改めた⁽²²⁾。

「異常」というネガティブな表現に抵抗を感じる CUDO などは、(いい呼称だというわけではないと述べつつ) 「色弱」と表現している。CUDO では、色覚の区分については、3原色を3錐体それぞれで感じることができる C型 (Common型)。それぞれが無いか弱い P型 (Protanope=1型)、D型 (Deuteranope=2型)、T型 (Tritanope=3型)、3つともない A型 (Achromate=1色覚、旧全色盲型) などとフラットな表現区分を提唱している。

東京の地下鉄は、以前、丸の内線は赤、千代田線は薄緑など、色の輪でしか区分していなかった。だが、CUDOの働きかけもあり、2004年から、輪の中にM18(丸の内線)、C11(千代田線)など、路線文字と駅番号を追加して示すようになった⁽²³⁾。

全国的な人気を誇る北海道旭川市の旭山動物園においても、案内図を変更し、緑の色味を変え、赤を朱赤に、うすみどりの黄色を強く、文字の外側を別色で囲むなど様々に工夫したという¹¹⁾。全国で広がり、福島、東京、愛知、鳥取などでは、カラーユニバーサルデザインのパンフレットを作成し、社会的啓蒙なども進んでいる。

4.4 色覚におけるマイノリティとマジョリティ

ユニバーサルデザインは誰もが使いやすいデザインを指している。リンスと区別するためにシャンプー容器にギザギザの突起物が、ボディーソープは一直線状の突起がついている。これらは触れることで容器が区別できる。

配色で区別しにくい場合、デザインなどで使いやすい方法が提案されている。例えば、青・黄の組み合わせ、明るさ・鮮やかさの差、色の周囲に白や黒やグレーなど無彩色で縁取る、表示の形を変えたデザインなどである。これが、先述のカラーユニバーサルデザインの考え方である。そうすれば、どのような色覚の人にも比較的見分けやすくなり、不都合さが減少する。「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」が提唱され、2018年現在、その改良版 ver.4 が示されている⁽²⁴⁾。

C型というマジョリティは、自分が見ている色彩が「当たり前」だと思ってしまう、少

数派の人びと見え方が理解できない。そこで、理解を深めるためには啓蒙的な講演を聞くことや、啓蒙的な書籍を読むこと、あるいは、ルーペ型色弱模擬フィルタや、アプリ「色のシミュレーター」を用いた体験が推奨されるだろう⁽²⁵⁾。

学校現場では、主に先天的な色弱が問題になる。一般社会では、人の色覚は20代前半がピークであり、加齢によって青系の色が見えにくくなるなどの現象もある⁽²⁶⁾。また、病気その他での変化もあり得る。そう考えると、すべての年代において、色覚のことを深く理解すべきことがらなのだと思うされる。

5. 多文化共生社会へ向けて

いままで見てきたように、「性」「宗教」「色覚」という3つについて、「保健」「生物」「社会」「特別の教科道徳」「総合的な学習の時間」他の科目で、学習指導要領についての記載はなく、それぞれの科目の教科書でも、大きく扱われてはいない。それらを扱う意識的な教員がいなければ、小・中・高それぞれの学校で、児童生徒が学ぶ機会は、ほとんど無いことがわかった。マイノリティに対して個別的配慮でとどまるのではなく、マジョリティ側が深い理解を持たない限り、現状は変わらないだろう。だが、学校にも一般社会にも、様々な部分でマイノリティが存在し、マジョリティとは別の状態におかれ、それぞれ悩みを抱えているのが現実である。

それぞれに対応すべき教職員は、教員免許状を取得するまで、大学という教員養成校に在籍している間、様々な受講科目で触れる場合もありうる。しかし、現時点ではそれらに確実に触れている教職科目はないため、全員が必ず学ぶとは限らない。従って、教職員としては、現職者研修あるいは個別に学ぶことになる。もちろん、一般社会でも様々なことを学ぶ機会はあるだろうが、教員養成校において学生や現職者に向けた学びの機会を提供できることが望まれるだろう。

おわりに

ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包含）が重視されてきている現代社会において、職場の多様性推進の妨げになっている「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」も問題視されている。

本稿で取り上げた「性」「宗教」「色覚」は、この問題ともかかわってくるだろう。そうであれば、一般社会に出る前の、学校教育の現場でより深く考えることが重要だろう。本稿の議論はそのための、ささやかな一つの取り組みである。そして、教育現場にかかわり、教員養成校の教員であることを踏まえ、これらの課題に、今後も積極的に関わっていかねばならないと自認している。

註

- (1) 例えば、当事者団体代表の遠藤まめ太氏は、近年多数の「性の多様性」に関する講演活動などは、多くの教育・行政団体などの要請で行っていると述べている（朝日新聞 2018年9月24日）。
- (2) 『新潮 45』2018年8月号掲載のLGBTをめぐる記事、それへの批判、逆批判を掲載した10月号、そして休刊（実質廃刊）などの騒動は、人権・政治・報道など多面的な角度で論じることが可能だが、本稿では紙幅の制限もあり、問題があったことを指摘するに留める。
- (3) 筆者は、この1年間、2017年10月の勤務校でのFD・SD研修会、同年12月の日本看護科学会・交流集会、2018年9月の放課後児童支援員・津市研修会などの機会に、SOGIの説明をした。
- (4) [遠藤 2016] [三成 2017] [中塚 2017] [渡辺 2018] [砂川 2018] など、数年以内に刊行されたテキスト的書籍は、いずれもこの観点で説明されている。
- (5) 例えば、『精神科治療学』2016年8月号（LGBTを正しく理解し、適切に対応するために）、『母の友』2017年2月号（特集LGBT 自分の性をいきる!）、『AERA』2017年6月12日号（LGBTブームという嘘）、『臨床泌尿器科』2017年9月号（特集 専門医として知っておきたい性分化疾患の基礎知識）、『法学セミナー』2017年10月号（LGBTと法）、『こころの科学』2017年別冊（LGBTのひろば）など、最近数年を見ただけでも、実に多様な雑誌で特集されていることがわかる。
- (6) 筆者は、勤務大学で自ら担当する複数科目において「性の多様性」を扱っている。その際、基本的な枠組みを説明し、同時に、ALLY（アライ、支援者）の重要性も強調している。
- (7) 例えば、東海地方では、2017年から年一度の就活イベント Working Rainbow Expo という取り組みがある。筆者も2度参加したが、東海地方を中心に、性の多様性に対応している企業が参加して、その実践を紹介していた。
- (8) 2018年7月3日、お茶の水女子大学は「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」という国立大学法人としてのミッション（2004年制定）に基づき、2020年度よりトランスジェンダー（戸籍上は男性で性自認が女性）の受け入れを発表した（<http://www.ao.ocha.ac.jp/menu/001/040/d006117.html> 2018年9月24日最終アクセス）。
- (9) 東京新聞 2018年6月10日、『女たちの21世紀』94号（2018年7月）など。ウェブ上でも本書への好意的な読後感想などが多数見られる。
- (10) 以下は、[橋本他 2018] 所収の、橋本紀子によるフィンランドの章（pp.36-51）の要約である。

- (11) 東京都立のある養護学校で、学習指導要領に記述していない内容を教えたとして2003年に都議らが問題視し、後に裁判で、養護学校側が都議や都の教育委員会（以下、都教委）に対し、「教育に対する不当な支配」として勝訴した事件があった（都議らの違法介入が確定）。この裁判をめぐる一連の流れは、学校現場の萎縮を招き、性教育の後退を促す結果となった。その後、2018年3月、先の都議が再度、都内の中学校の性教育に対し「発達段階を無視した不適切な教育だ」と主張し、4月「“人間と性”教育研究協議会」から不当介入だと批判が出た。これに対し、都教委は「地域や生徒の実情を踏まえ、人権教育の一環として必要だと考えている。今後も続ける」と述べている（毎日新聞2018年9月12日）。
- (12) 本稿のこの箇所は、拙稿〔川又2018〕を下敷きにした。
- (13) 毎年の授業で、小中高までの「宗教教育」経験を尋ねてきたが、概ね、2、3割が記憶しているとの回答だった。
- (14) 詳細は〔川又2018〕で論じた。
- (15) 色覚については、〔カラーユニバーサルデザイン機構他2016〕および、「CUDO 色覚型と特徴」（http://www2.cudo.jp/wp/?page_id=540 2018年8月10日最終アクセス）などを参照し、まとめた。赤を感じるL錐体、緑を感じるM錐体、青を感じるS錐体に視物質が応答し、網膜から視神経を伝わり、大脳皮質の視覚中枢に運ばれ、色覚を理解している。
- (16) 日本眼科医会「色の見え方」（https://www.gankaikai.or.jp/colorvision/20180415_color.pdf）参照。2018年8月10日最終アクセス
- (17) 以下の歴史的背景は〔徳川2016〕他を参照した。
- (18) ここでいう理不尽とは、検査が一律的で、その後のフォローがなされず、得られたデータを教育改善や社会環境の改善に役立てられていなかったこと、小学生に「異常」というレッテルを貼っていたことへの自覚がない学校現場のことを指す。
- (19) チョークに関して「ダストレス eye チョーク」（<http://www.rikagaku.co.jp/items/eyechalk.php>）を参照。2018年8月20日最終アクセス
- (20) 日本学校保健会「学校における色覚に関する資料」（<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/196>）参照。2018年11月10日最終アクセス
- (21) 日本医学会医学用語辞典WEB版「色覚関連養護について」（<http://jams.med.or.jp/dic/colorvision.html>）参照。2018年11月10日最終アクセス
- (22) 日本遺伝学会「遺伝学用語改訂について」（<https://sv117.wadax.ne.jp/~gsj3-jp/revisionterm.html>）参照。2018年11月10日最終アクセス
- (23) 〔カラーユニバーサルデザイン機構他2016〕、福島県サイトの例示（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/ud-cudguide03.html>）参照。2018年8月20日最終アクセス

- (24) DIC グラフィックス株式会社「色彩の扉」 (<https://www.dic-graphics.co.jp/navi/color/ud.html>) 参照。2018年11月10日最終アクセス
- (25) ルーペ型色弱模擬フィルタ「バリエントール」 (<http://www.variantor.com/jp/>) および、色のシミュレーター (<http://asada.tukusi.ne.jp/cvsimulator/j/>) 参照。2018年8月20日最終アクセス
- (26) 加齢のため「炎の青」が背景と見分けづらくなり、炎が実際よりも小さく見えてしまうことも原因の一つと考えられている。色覚相談室「後天色覚異常」 (<http://www.shikikaku.jp/kouten.html>) 参照。2018年8月20日最終アクセス。

引用文献

- 1) 川又俊則 (2016) : ウェルビーイング教育としての「性の多様性」——LGBT の現況と先駆的教育実践、生活コミュニケーション学研究所年報、7号、1-12
- 2) 川又俊則 (2017a) : 見えていないことを考えるために——性的マイノリティ調査をどのように理解するか、鈴鹿短期大学紀要、37巻、1-17
- 3) 川又俊則 (2017b) : 養護教諭による「性の多様性」のアクティブ・ラーニングに関する一考察——「チーム学校」としての人権教育と性教育、生活コミュニケーション学研究所年報、8号、47-57
- 4) 中塚幹也 (2017) : 封じ込められた子ども、その心を聴く——性同一性障害の生徒に向き合う、ふくろう出版、50
- 5) 橋本紀子・池谷壽夫・田代美江子編 (2018) : 教科書にみる世界の性教育、かもがわ出版
- 6) 大谷栄一 (2017) : 「宗教」はどのようにイメージされるのか? ——「信仰のない宗教」、宗教情報リテラシー、「宗教」概念、大谷栄一他編、基礎ゼミ宗教学、世界思想社、6-14
- 7) RYOJI+砂川秀樹編 (2007) : カミングアウト・レターズ——子どもと親、生徒と教師の往復書簡、太郎次郎社エディタス、126-133
- 8) 川又俊則 (2018) : 「特別の教科道徳」と「総合的な学習の時間」における宗教文化教育の可能性——『世界の宗教教科書』アクティブ・ラーニング実践をめぐる一考察、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 人文・社会科学編、1号、197-211
- 9) 藤原聖子 (2011) : 教科書のなかの宗教——この奇妙な実態、岩波新書
- 10) 世界の宗教教科書プロジェクト (2008) : 世界の宗教教科書 (DVD)、大正大学出版会
- 11) 文部科学省 (2017) : 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総合的な学習の時間編、東洋館出版社、29

- 12) 栗田秀樹 (2016) : 色弱の子を持つすべての人へ——20人にひとりの遺伝子 (増補改訂版)、北海道新聞社
- 13) 徳川直人 (2016) : 色覚差別と語りづらさの社会学——エピファニーと声と耳、生活書院
- 14) 荒伸直 (2017) : 反転する学校色覚検査——色覚をめぐる社会的なバリアと温床、部落解放、742、83-93

参考文献

- カラーユニバーサルデザイン機構他 (2016) : 色弱の子どもがわかる本、かもがわ出版
- 遠藤まめ太 (2016) : 先生と親のための LGBTガイド——もしあなたがカミングアウトされたなら、合同出版
- 原ミナ汰他編 (2016) : にじ色の本棚、三一書房
- 三成美保 (2017) : 教育とLGBTIをつなぐ——学校・大学の現場から考える、青弓社
- 砂川秀樹 (2018) : カミングアウト、朝日新書
- 渡辺大輔 (2018) : 性の多様性ってなんだろう?、平凡社

こども教育学部こども教育学科 kawamatat@suzuka-jc.ac.jp

Education to Learn "Diversity" —sexuality , religion , sense of sight—

Toshinori KAWAMATA

Abstract

In educational settings, children come from different cultural backgrounds. However, while creating a multicultural symbiotic society may be a desirable aim, the majority is uninformed about and inconsiderate of minorities. As a result, life for minority elementary students in less-than-desirable environments remains difficult. Moreover, existing and upcoming educational guidelines include nothing regarding learning about minorities. In this study, we investigated how three topics, gender, religion, and color perception were dealt with in elementary school education from the perspective of “diversity”. In doing so, we found that only students learning from teachers who were trying to address the issue of diversity had opportunities to learn about issues related to these differences, otherwise there was no such opportunity. Meanwhile, in 21st century Japanese society, coping with diversity has become a necessary skill in every field. We further found that there are abundant reference sources available regarding progress that has been made in education in other countries. We concluded that schools with teacher training programs need to provide students with opportunities to learn to cope with diversity based on the most up-to-date information and, at the same time, provide retraining opportunities for current teachers through, for example, in-service training courses.

Keyword

diversity, SOGI, Religious culture education, color universal design, multicultural society